

- 下記のような対象製品を購入する際は、必ず**PSマークの表示が付されているか、製造または輸入を行う国内の事業者（届出事業者）の名称（略称や商標の場合あり）が表示されているか**をお確かめください。
- PSマークや製造または輸入を行う事業者の名称の表示がない対象製品は、**法律に違反する疑いがあるだけでなく、安全性が確認されていないので、購入しない**ようお願いします。

1. PSマークとは？

- 製品安全4法（消費生活用製品安全法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、ガス事業法及び電気用品安全法）では、危害発生のおそれがある製品（PSマークの対象製品）を指定し、製造または輸入を行う事業者に対して、国が定めた技術基準に適合することを義務付けています。
- 技術基準を満たした製品については、製造・輸入事業者は国に届出を行い、製品に**◇ひし形または○丸形のPSマークや届出した事業者の名称等を表示することが義務付けられています。**

2. PSマーク表示義務がある主な対象製品について

電気用品安全法

- ・ACアダプター
- ・延長コード
- ・電気マッサージ器 など

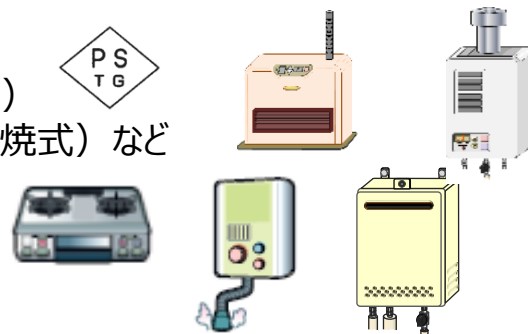


- ・モバイルバッテリー
- ・LEDランプ
- ・ヘアアイロン など



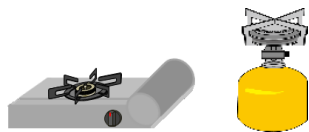
ガス事業法

- ・ガスストーブ（半密閉燃焼式）
- ・ガス瞬間湯沸器（半密閉燃焼式） など
- ・ガスこんろ
- ・ガス瞬間湯沸器（半密閉式以外のもの） など



液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

・カートリッジガスこんろ など



・ガスストーブ（カセットボンベ使用） など



消費生活用製品安全法

- ・携帯用レーザー応用装置
- ・ライター
- ・乳幼児用ベッド など



- ・家庭用圧力なべ及び圧力がま
- ・乗車用ヘルメット
- ・石油ストーブ
- ・磁石製娯楽用品
- ・吸水性合成樹脂製玩具 など



※ 上記は例示であり、これ以外にも該当する製品があります。
詳細については、以下よりご確認ください。

http://www.meti.go.jp/product_safety/producer/system/07.html

問い合わせ先

経済産業省産業保安グループ製品安全課

https://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/pdf/toiwasehouhou.pdf

ご質問・不明な点等は上記までご相談下さい。

身の回りにおける PS マークが表示された製品の例示



詳細は「製品安全ガイド」で検索

製品安全ガイド

